

公共公益施設

当該公共公益施設については、都市計画事業として施行しないこと及び地区計画を当面定めないことについて、確認したものであること。

6-1 学校

- 1 学校教育法第 1 条に規定する学校（小学校（市立は除く。）、中学校（市立は除く。）、義務教育学校（市立は除く。）、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園に限る。）の用に供する施設であること。
- 2 文教施策の観点から支障がないことについて文教施策担当部局・機関と調整がとれたもの。
- 3 近隣の教育施設、医療機関若しくは福祉施設と密接に連携する等（注 1）、若しくは当該開発区域の周辺の資源、環境等が必要（注 2）で、当該教育施設の機能、運営上の観点から適切な位置に立地すること。
- 4 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。

注 1 肢体不自由児施設に隣接する肢体不自由児の特別支援学校、大学附属で施設を一部供用する附属学校など。

注 2 農業高校で農場等が必要な場合など。